

2026年6月29日 一部改正  
2026年1月29日 技術委員会 審議  
2026年5月29日 国土交通大臣 認可

## 傾斜試験に関する検査要領

### 改正対象

鋼船規則 B 編

### 改正理由

傾斜試験において精度の高い結果を得ることを目的として、本会では標準的な試験方法を鋼船規則 B 編附属書に規定している。

一方、IACS では、傾斜試験の推奨手順を示した IACS 勧告 No.31 を定めており、国際的な指針の一つとなっている。

今般、最新の IACS 勧告 No.31 (Rev.3) を参考に、試験条件や計測方法等について、関連規定を改める。

### 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 試験時の船舶の重量の超過は、液体バラストの重量を除いて 4%未満とする基準を追加する。
- (2) 振り子/U字管を使用する場合の、長さ及び配置について規定する。
- (3) 試験時の過度なトリムは避け、最小メタセンタ高さは 0.20 m 以上とすることを規定する。
- (4) その他に用語、表現、構成等を IACS 勧告 No.31 に基づいて改める。

### 施行及び適用

2026年7月1日から施行

ID:DH25-09

「傾斜試験に関する検査要領」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p><b>附属書 2.3.2 傾斜試験に関する検査要領</b></p> <p><b>An1.1 通則</b></p> <p><b>An1.1.1 一般</b>                      本附属書は、規則 <b>B 編 2.1.7-8.</b>に規定する傾斜試験の標準的な方法を示すものである。<u>その他の方法を制限するものではない。</u></p> <p><b>An1.2 試験の準備</b></p> <p><b>An1.2.1 提出する資料</b>                      -1. <u>試験の日付と場所、責任者、復原性、傾斜おもり、傾斜おもり位置の移動などの情報を含む計画書を、試験の前に本会に提出すること。</u>                      -2. 次の<b>(1)</b>から<b>(4)</b>に示す図面は、試験時に参照できるように準備すること。                      (1) 一般配置図                      (2) タンク容量を記載した図面                      (3) 喫水と排水量の関係を示した図書                      (4) 喫水標示の位置を示した図面</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p><b>附属書 2.3.2 傾斜試験に関する検査要領</b></p> <p><b>An1.1 通則</b></p> <p><b>An1.1.1 一般</b>                      本附属書は、規則 <b>2.1.7-8.</b>に規定する傾斜試験の標準的な方法を示すものである。</p> <p><b>An1.2 試験の準備</b></p> <p><b>An1.2.1 準備する資料</b>                      (新規)</p> <p>次の<b>(1)</b>から<b>(4)</b>に示す図面は、試験時に参照できるように準備すること。                      (1) 一般配置図                      (2) タンク容量を記載した図面                      (3) 喫水と排水量の関係を示した図書                      (4) 喫水標示の位置を示した図面</p>	<p></p> <p>IACS Rec.31 1</p> <p>IACS Rec.31 2.1</p> <p>IACS Rec.31 2.1</p> <p>IACS Rec.31 2.1</p>

**「傾斜試験に関する検査要領」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>An1.2.2 試験の状態</b></p> <p>-1. 船舶は、できる限り完成に近い状態とすること。また、<u>造船所によって使用される設備は、可能な限り船外へ移動させること。</u></p> <p>-2. <u>試験前に、追加、削除、又は移動されるすべての品目のリストを準備すること。また、それらの重量及び位置を正確に記録すること。</u></p> <p>-3. <u>試験時の船舶の重量は、軽荷重量と比べ2%の不足までとする。重量の超過は次に掲げる基準のいずれかを上回らないものとする。ただし、小型船舶にあつては、それ以上の超過を認めることがある。</u></p> <p>(1) <u>液体バラストの重量を除いて4%</u></p> <p>(2) <u>傾斜おもり、液体バラスト、燃料油、ディーゼル油、清水の重量を除いて2%</u></p> <p>-4. <u>すべての物品は、定位置に固定すること。動揺あるいは移動する可能性があるものは、固定すること。また、配置場所が複数ある場合、試験中に配置した位置を記録しておくこと。</u></p> <p>-5. <u>貨物の残渣、工具、残骸、足場、雪は取り除くこと。水線下の外板を含めた内部及び外部表面に付着した氷は許容されない。</u></p> <p>-6. <u>すべてのビルジ水及びその他の余分に溜まった液体は、取り除くこと。個々のタンクの排水が現実的でない場合、そのような液体の許容量は本会の適当と認めるところによる。</u></p> <p>-7. <u>すべてのサービスタンクの配管及び機関装置の配管は、運行状態と同様に積載すること。当該液体が未</u></p>	<p><b>An1.2.2 試験の状態</b></p> <p>-1. 船舶は、できる限り完成に近い<u>軽荷状態</u>とすること。また、<u>船上及び船内に置かれた工具等は、可能な限り船外へ移動させること。</u></p> <p>-2. <u>試験を行う前には、完成時の軽荷状態と試験時の状態を比べ、過不足のある設備及び備品等がある場合、それらの重量及び位置を正確に記録すること。</u></p> <p>-3. <u>試験時の船舶の重量は、軽荷重量と比べ2%の不足までとし、傾斜おもり、液体バラスト、燃料油、ディーゼル油、清水の重量を除いて2%の超過までとする。ただし、小型船舶にあつては、2%以上の超過を認めることがある。</u></p> <p>-4. <u>船舶に備え付けられるすべての設備及び備品等は、定められた位置に固定すること。動揺あるいは移動するような設備等は、航海状態での格納場所に固定すること。また、格納場所が複数ある場合、試験中に配置した位置を記録しておくこと。</u></p> <p>-5. <u>貨物の残留物、道具、残骸、足場、雪、水線下の外板を含めた内部及び外部表面に付着した氷は、可能な限り取り除くこと。</u></p> <p>-6. <u>計測結果に悪影響を及ぼさないように、ビルジ水及び甲板上に溜まった液体等は、排水すること。</u></p> <p align="center">(新規)</p>	<p>IACS Rec.31 2.2.1</p> <p>IACS Rec.31 2.2.1</p> <p>(1)IACS Rec.31 2.2.1 (2)現行の独自規定</p> <p>IACS Rec.31 2.2.2</p> <p>IACS Rec.31 2.2.3</p> <p>IACS Rec.31 2.2.4</p> <p>IACS Rec.31 2.2.5</p>

**「傾斜試験に関する検査要領」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p><u>積載の場合、運行状態に必要なとされる量が存在するものとして、その重量及び重心位置を計算により考慮するものとする。</u></p> <p>-8. <u>試験中においては、試験に係る者のみが乗船するものとする。</u></p> <p>-9. <u>すべての区画は、検査のために安全な状態であること。</u></p> <p><b>An1.2.3 タンクの状態</b></p> <p>-1. 原則として、すべてのタンクは空又は満載とすること。また、液体を積載しているタンクの数、できる限り少なくすること。</p> <p>-2. <u>タンク内の液面高さ及び液体密度を計測すること。自由表面影響を決定するために、部分積載となっているタンクの形状を明らかにすること。</u></p> <p>-3. <u>満載とするタンクは、エアポケットができないよう注意すること。</u></p> <p>-4. <u>タンク間の連結部はすべて閉鎖し、空のタンクは、適度に乾燥させておくこと。</u></p> <p><b>An1.2.4 係留設備及び環境条件</b></p> <p>-1. <u>計測中は、係留索には横方向のいかなる張力も加えてはならない。また、船舶に外部からモーメントを与えることのないようにすること。船舶は、外力を受けない保護された平穏な場所に係留することが望ましい。</u></p> <p>-2. <u>試験前に水深を確認し、潮の干満も考慮に入れて、試験中に船体が着底しないような十分な深さを持つ</u></p>	<p>-7. <u>傾斜試験中においては、傾斜試験に係る者のみが乗船するものとする。</u> (新規)</p> <p><b>An1.2.3 タンクの状態</b></p> <p>-1. 原則として、すべてのタンクは、<u>空又は満載とすること。また、液体を積載しているタンクの数、できる限り少なくすること。</u></p> <p>-2. <u>液体を積載しているタンクについては、タンク内の液面高さ及び液体密度を計測すること。半載となっているタンクがある場合は、試験結果に及ぼす自由表面影響をタンク形状から推定すること。</u></p> <p>-3. <u>満載とするタンクに液体を積載する場合、エアポケットができないよう注意すること。また、空のタンクは、適度に乾燥させておくこと。</u></p> <p>-4. <u>タンク間の連結部は、すべて閉鎖した状態にすること。</u></p> <p><b>An1.2.4 係留装置及び試験環境</b></p> <p>-1. <u>計測をしている間は、係留ラインが船体を横方向に引っ張り、ヒールモーメントを与えないようにすること。船舶は、外力を受けない保護された平穏な場所に係留することが望ましい。</u></p> <p>-2. <u>船舶は、試験中に船体が傾斜しても着底しないように、潮の干満も考慮に入れて、十分な深さを持つ場所</u></p>	<p>IACS Rec.31 2.2.6</p> <p>IACS Rec.31 2.2.7</p> <p>IACS Rec.31 2.3.1</p> <p>IACS Rec.31 2.3.2</p> <p>IACS Rec.31 2.3.3</p> <p>IACS Rec.31 2.3.3</p> <p>IACS Rec.31 2.4</p> <p>IACS Rec.31 2.4.1</p> <p>IACS Rec.31 2.4.2</p>

**「傾斜試験に関する検査要領」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>場所に船舶を係留させること。</p> <p>-3. 次に掲げる係留方法を標準とする。その他の係留方法については、本会の適当と認めるところによる。</p> <p>(1) 船体の中心線付近の船首側及び船尾側から両岸に係留する。縦方向の係留索はできる限り長くなるように設置する。</p> <p>(2) 船首側及び船尾側から片岸のみに係留し、スプリングラインで補う。</p> <p>-4. 船首側又は船尾側のいずれか一方の係留索で係留する場合、船体の自由運動が、試験に悪影響を与えていないことを確認すること。</p> <p>-5. 潮流がある場合、潮流の弱まった時期に試験を実施すること。</p> <p>-6. 船舶のギャングウェイは格納状態にしておき、陸側から取り付けられるギャングウェイは、試験中は取り外すこと。また、陸側から接続されるケーブル、ホース等は最小限に抑え、緩んだ状態にしておくこと。</p> <p>-7. 試験の正確性が保証されない程度の風や潮流のある環境下で、試験を実施するべきではない。</p> <p><b>An1.2.5 傾斜おもり</b></p> <p>-1. 試験には固体おもりを使用する。ただし、固体おもりを使用することが現実的でない場合、バラスト水の移動による方法を認める。このような場合には、事前に計算方法を含む詳細な手順を本会に提出すること。</p>	<p>に係留させること。</p> <p>-3. 次に掲げる係留方法を標準とする。また、その他の係留方法については、本会の適当と認めるところによる。</p> <p>(1) 船体の中心線上付近の船首側及び船尾側から両岸まで4本の係留索で係留する。縦方向の係留索はできる限り長くなるように設置する。</p> <p>(2) 船体の中心線上付近の船首側及び船尾側から片岸まで2本の係留索とスプリングラインで係留する。</p> <p>-4. 船首側又は船尾側のいずれか一方の係留索で係留する場合、船体の自由運動が、試験に悪影響を与えていないか確認すること。</p> <p>-5. 潮流がある場合、できる限り潮流の弱まった時期に試験を行うこと。</p> <p>-6. 試験中は、船舶から取り付けられるギャングウェイは、格納状態にしておき、陸側から取り付けられるギャングウェイは、取り外すこと。また、陸から接続されるケーブル、ホース等は最小限に抑え、緩んだ状態にしておくこと。</p> <p>-7. 試験の正確性を実証することができれば、ある程度の風や潮流のある環境下で傾斜試験を実施することを認める。</p> <p><b>An1.2.5 傾斜おもり</b></p> <p>-1. 原則として、傾斜おもりは、4つ以上の固体おもりとすること。ただし、固体おもりを使用することが実際上不可能な場合、バラスト水の移動による方法を認める。また、このような場合には、事前に計算方法を含む</p>	<p>IACS Rec.31 2.4.3 &amp; 2.4.4</p> <p>IACS Rec.31 2.4.3</p> <p>IACS Rec.31 2.4.5</p> <p>IACS Rec.31 2.4.6</p> <p>IACS Rec.31 2.4.7</p> <p>IACS Rec.31 2.5.1 &amp; 2.5.2</p>

**「傾斜試験に関する検査要領」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>-2. <u>おもりの総重量は、初期位置から最小1度、最大4度の傾斜角を与えるのに十分なもの</u>とすること。ただし、<u>1度以上傾斜させることが困難な場合、An1.2.6-2.に適合することを条件として、より小さい傾斜角を許容しても差し支えない。</u></p> <p>-3. <u>重量がほぼ等しい4つ以上のおもりを使用し、おもりは移動や計測に便利な場所で、できる限り対称的かつ船体の中心線に平行に配置することが望ましい。</u></p> <p>-4. <u>おもりは、水を通さず、コンパクトなものとし、重心位置が正確に推定できる形状とすること。</u></p> <p>-5. <u>各おもりに識別番号をつけ、校正された計測装置により、重量測定を行うこと。この場合、各おもりの識別番号、重量、重量計測日、計測装置及びその校正日が記載された書類を作成し、検査時に当該書類を検査員に提示できるようにしておくこと。</u></p> <p><b>An1.2.6 計測装置</b></p> <p>-1. <u>船体の傾斜角の計測は、3つの計測装置を用いて行うことが望ましいが、少なくとも2つ以上の計測装置を用いて行うこと。また、その内の1つの計測装置は、振り子又はU字管とすること。</u></p> <p>-2. <u>振り子/U字管の長さ</u>と配置は、<u>正確に振れ幅/液位差を読み取ることができるものであること。また、すべてのおもりを移動したときの振れ幅/液位差は、初期位置の両側において、原則として15 cm以上とすること。</u></p> <p>-3. <u>傾斜計を使用する場合は、試験前に傾斜計の校正</u></p>	<p>詳細な手順を本会に提出すること。</p> <p>-1. <u>最大のヒールモーメントを与えるおもり位置でのヒール角は、船の種類及び大きさに応じて、1度から4度までとすること。ただし、GoMが大きい等の理由により1度以上傾斜させることが困難な場合、船舶の特性、船舶の状態、試験環境等に特に注意を払い、計測精度を高めること。</u></p> <p>-2. <u>固体おもりの重量は、An1.3.3-1の規定を満足できるもの</u>とすること。また、各固体おもりは、<u>ほぼ同様の重量とすること。</u></p> <p>-3. <u>固体おもりは、水を通さず、コンパクトなものとし、重心位置が正確に推定できるもの</u>とすること。</p> <p>-4. <u>各固体おもりに識別番号をつけ校正された計測装置により、重量測定を行うこと。この場合、各固体おもりの識別番号、重量、重量計測日、測定装置及びその校正日が記載された書類を作成し、検査時に当該書類を検査員に提示できるようにしておくこと。</u></p> <p><b>1.2.6 計測装置</b></p> <p>-1. <u>船体のヒール角の計測は、2つ以上の計測装置を用いて行うこと。また、その内の1つの計測装置は、振り子又はU字管とすること。</u></p> <p>-2. <u>振り子を使用する場合、振り子は、最大振れ幅が100mm以上になるような長さを標準とし、風などの影響を受けない保護された場所に吊り下げる</u>こと。</p> <p>-4. <u>傾斜計を使用する場合は、試験前に傾斜計の校正</u></p>	<p>IACS Rec.31 2.5.3 An1.3.3-1.から移設</p> <p>IACS Rec.31 2.5.4</p> <p>IACS Rec.31 2.5.4</p> <p>IACS Rec.31 2.5.5 書類の準備は独自規程</p> <p>IACS Rec.31 2.6</p> <p>IACS Rec.31 2.6.1</p> <p>IACS Rec.31 2.6.1</p> <p>IACS Rec.31 2.6.2</p>

**「傾斜試験に関する検査要領」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>を行い、検査員が確認すること。<u>また、記録された校正結果は、試験結果報告書に含めること。</u></p> <p>(削除)</p> <p><b>An1.2.7 初期姿勢及び復原性</b></p> <p>-1. 試験の初期状態にあつては、<u>船舶が直立していること。ただし、0.5 度を超えない初期傾斜角を認める。</u></p> <p>-2. 船体形状によっては、<u>船体傾斜時に水線付近で水平面形状が変化する場合があるため、過度のトリムは避けるべきである。このような特徴を考慮して、試験に適した喫水とトリムにすること。</u></p> <p>-3. 試験実施者は、試験中に船舶が十分な復原性を有し、船体に作用する応力が許容できるレベルにあることを確認すること。<u>また、初期メタセンタ高さは少なくとも 0.20 m とすること。</u></p> <p><b>An1.3 傾斜試験及び記録</b></p> <p><b>An1.3.1 計測の正確性</b></p> <p>計測はできる限り正確に行い、立会検査員の確認を<u>受けること。</u></p> <p><b>An1.3.2 喫水及び海水密度の計測</b></p> <p>-1. 喫水は、傾斜試験の直前に船の前方、後方及び中央の両舷で計測し、<u>試験中に船舶の状態に大きな変化がないことを試験後に確認すること。</u></p>	<p>を行い、検査員が確認すること。</p> <p><u>-3. U 字管を使用する場合、U 字管の長さは、正確に測定するのに十分なものとする。</u></p> <p><b>An1.2.7 初期姿勢及び復原性</b></p> <p>-1. <u>傾斜試験の初期状態にあつては、ヒール角が 0 度となっていることが望ましいが、0.5 度までのヒール角を認める。</u></p> <p>-2. 船体のトリム量は、<u>船の長さの 1%以内</u>とすること。</p> <p>-3. 試験実施者は、<u>傾斜試験中に船舶が十分な復原性を有し、船体に作用する応力が許容できるレベルにあることを確認すること。</u></p> <p><b>An1.3 傾斜試験及び記録</b></p> <p><b>An1.3.1 計測の正確性</b></p> <p><u>傾斜試験の計測は、</u>できる限り正確に行い、立会検査員の確認を<u>得ること。</u></p> <p><b>An1.3.2 喫水及び海水密度の計測</b></p> <p>-1. 喫水計測は、傾斜試験の直前に船の前方、後方及び中央の両舷で<u>行うこと。</u></p>	<p></p> <p>IACS Rec.31 2.7.1</p> <p>IACS Rec.31 2.7.2</p> <p>IACS Rec.31 2.7.3</p> <p></p> <p>IACS Rec.31 3.2</p> <p>IACS Rec.31 3.3.1 &amp; 3.3.2</p>

「傾斜試験に関する検査要領」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>-2. 喫水計測の基準となる喫水マークは、予め基準線からの距離を確認しておくこと。</p> <p>-3. 喫水計測には、<u>低い乾舷を備えた適切なボートを使用</u>すること。</p> <p>-4. 計測した喫水が測定箇所により一致しない場合、追加の計測を行うこと。</p> <p>-5. 海水密度は、<u>適切な場所及び水深でサンプルを取り計測</u>すること。</p> <p><b>An1.3.3 おもりの移動</b></p> <p>-1. おもり移動手順の例を表 <b>An1.3.3</b> に示す。</p> <p>-2. 再びおもりを同じ位置に置くことができるよう、おもりの位置を示す印を甲板上につけること。</p> <p>-3. 横方向の移動距離をできる限り大きくなるようにすること。また、<u>左舷から右舷に移動する際、及び右舷から左舷に移動する際に、縦方向又は垂直方向の位置が著しく変化することは避ける</u>こと。</p> <p><b>An1.3.4 傾斜角の測定</b></p> <p>-1. 振り子及び U 字管による計測方法については、<u>次のいずれか</u>によること。</p> <p>(1) <u>おもりの移動</u>による船体の動揺が収まり静止状態になった後、振り子の<u>振れ幅</u>又は U 字管の<u>液位</u>を計測する。</p> <p>(2) 微小な動揺が収まらない場合は、その動揺の中心点を<u>計測</u>する。</p> <p>-2. その他の計測装置を使用する場合は、計測装置に付属する取扱説明書に従い<u>傾斜角</u>を記録すること。</p> <p>-3. おもりを移動させる毎に、各計測装置について、</p>	<p>-2. 喫水計測の基準となる喫水マークは、予め基準線からの距離を確認しておくこと。</p> <p>-3. <u>試験の直前と直後で喫水の変化がないことを確認</u>すること。</p> <p>-4. 計測した喫水が測定箇所により一致しない場合、追加の計測を行うこと。</p> <p>-5. 海水密度は、<u>雨水を含む可能性のある表面の海水を避け、適切な水深でサンプルを取り計測</u>すること。</p> <p><b>An1.3.3 おもりの移動</b></p> <p>-2. おもり移動手順の例を表 <b>An1.3.3</b> に示す。</p> <p>-4. 再びおもりを同じ位置に置くことができるよう、おもりの位置を示す印を甲板上につけること。</p> <p>-3. <u>おもりを置く位置は、横方向の移動距離をできる限り大きくなるようにすること。また、移動距離を測定しやすいよう、おもりを置く位置は、センターラインに対して対称にする</u>こと。</p> <p><b>An1.3.4 傾斜角の測定</b></p> <p>-1. 振り子及び U 字管<u>での測定方法</u>については、次によること。</p> <p>(1) おもり移動による船体の動揺が収まり静止状態になった後、振り子の<u>変位</u>又は U 字管の<u>水面高さ</u>を測定する。</p> <p>(2) 微小な動揺が収まらない場合は、その動揺の中心点を<u>測定</u>する。</p> <p>-2. その他の計測装置を使用する場合は、計測装置に付属する取扱説明書に従い<u>計測</u>すること。</p> <p>-3. おもりを移動させる毎に、各計測装置について、</p>	<p>独自規程</p> <p>IACS Rec.31 3.3.3</p> <p>IACS Rec.31 3.3.4</p> <p>IACS Rec.31 3.3.5</p> <p>IACS Rec.31 3.4.1</p> <p>IACS Rec.31 3.4.2</p> <p>IACS Rec.31 3.4.2</p> <p>IACS Rec.31 3.4.4</p> <p>IACS Rec.31 3.4.5</p> <p>IACS Rec.31 3.4.6</p>

**「傾斜試験に関する検査要領」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>傾斜角と傾斜モーメントの相関図をプロットし、その点が、初期位置を通過する直線上に乗っているか確かめること。あるおもり位置での点が、直線から外れる場合、おもりを移動させる前に、計測値及び傾斜モーメントの再確認を行うこと。</p> <p>-4. 計測中に要員は所定の位置から移動してはならず、計測が終了するまでおもりが所定の位置からずれていないこと及び係留索等が緩んだ状態にあることを確認すること。</p> <p><b>An1.3.5 その他の記録すべき事項</b></p> <p>-1. バラスト水の移動による方法で試験を行う場合、船体の傾斜及びトリムによる影響も考慮したバラスト水の重心位置及び重量を正確に評価できるよう記録しておくこと。</p> <p>-2. 試験中の天候（例えば、風力、船舶に対しての風向、気温、水温、海象等）を記録すること。</p> <p><b>An1.4試験の延期</b></p> <p>試験中に、本附属書の要件を満足できなくなるような状況が生じた場合、立会検査員は、試験の延期を指示することがある。</p> <p><b>An1.5試験結果報告</b></p> <p>-1. 試験終了後、試験中に測定したすべての計測値、計測値から計算して得られる結果及びその計算書を含</p>	<p>ヒール角とヒールモーメントの相関図をプロットし、その点が、初期位置を通過する直線上に乗っているか確かめること。あるおもり位置での点が、直線から外れる場合、おもりを移動させる前に、計測値及びヒールモーメントの再確認を行うこと。</p> <p>-4. 計測中は、おもりが所定の位置からずれていないこと及び係留索等が緩んだ状態にあることを確認すること。</p> <p><b>An1.3.5 その他の記録すべき事項</b></p> <p>-1. バラスト水の移動による方法で傾斜試験を行う場合、船体のヒール及びトリムによる影響も考慮したバラスト水の重心位置及び重量を正確に評価できるよう記録しておくこと。</p> <p>-2. 試験中の天候（例えば、風力、船舶に対しての風向、気温、水温、海象等）を記録すること。</p> <p><b>An1.4試験の延期</b></p> <p>傾斜試験中に、本章の要件を満足できなくなるような状況が生じた場合、立会検査員は、試験の延期を指示することがある。</p> <p><b>An1.5試験結果報告</b></p> <p>-1. 傾斜試験終了後、試験中に測定したすべての計測値、計測値から計算して得られる結果及びその計算書を</p>	<p>IACS Rec.31 3.4.7</p> <p>IACS Rec.31 3.5.1</p> <p>IACS Rec.31 3.5.2</p> <p>IACS Rec.31 4</p> <p>IACS Rec.31 5.1 &amp; 5.3</p>

